

自賠責無保険車の交通事故

先日、当社従業員Aが自動車運転中、歩行者に衝突して死亡させる事故を起こしてしまいました。事故車はA自身の自家用車で、その車には任意保険が付保されていましたが、自賠責保険には加入していませんでした。この場合、保険の取扱いはどのようなになるのでしょうか。

- 1 自動車を運転して過失により他人の生命や身体に損害を負わせたときは、民法709条による不法行為責任及び自動車損害賠償保障法（以下「自賠法」といいます）3条による運行供用者責任により被害者に対し損害賠償義務を負うこと、Aの事故が当社の業務中であれば当社も民法715条による使用者責任により損害賠償責任を負うことはご承知のとおりです。

そのため、自動車を保有する者は自動車損害賠償責任保険や自動車損害賠償責任共済（以下「自賠責保険等」といいます）や任意保険（自動車保険や自動車共済）に加入し、万一に備えているわけです。

- 2 自賠法上、自動車は自賠責保険等が付保されているものでなければ運行の用に供してはならないとされていることから（自賠法5条）、ほとんどの自動車に自賠責保険等が付保されており、万一自動車事故により損害賠償義務を負った場合には、自賠責保険等により賠償金が支払われることになります。

自賠責保険等が付保されていない自動車を運行の用に供し事故を起こした場合には自賠責保険等からは保険金が支払われないことになりますが、無保険という加害者側の事情により損害が填補されないことになっては被害者にとって酷であるため、自賠法上、政府が保障事業制度によって、政令で定める金額の限度において自賠責無保険の自動車による被害者の損害を填補することとされています（自賠法72条）。

政府保障事業は、国が実際の賠償責任者である加害者に代わって被害者に立替払いを行うという趣旨のものであり、自賠法76条1項は、「政府は、第72条第1項の規定による保障事業による損害の填補をしたときは、その支払金額の限度において、被害者が損害賠償の責任を有する者に対して有する権利を取得する」と定め、国が保

障制度により支払いをした場合、支払金額の限度において本来の賠償責任者である加害者は国からの求償を受けることになります。

実際には、加害者自身の支払能力に応じて、長期分割により支払いを求められることが多いようです。

- 3 政府保障事業として自賠法 7 2 条 1 項に基づき行う損害の填補は、自賠責保険等の制度によって救済することができない交通事故の被害者に対し社会保障政策上の見地から救済を与えることを目的として行う補完的、補充的なものであるため、被害者が健康保険法、労働者災害補償保険法その他政令で定める法令に基づいて損害の填補に相当する給付（他法令給付）を受けるべき場合には、国は、その給付に相当する金額の限度において政府保障事業による損害の填補をしないこととされています（自賠法 7 3 条 1 項）。

政府保障事業による損害の填補が他法令給付による損害の填補に対して補完的、補充的なものとして位置づけられていること及び他法令給付に当たる年金の将来の給付分が二重に支給されることを防止するための調整規定が自賠法上設けられていないことから、政府保障事業による損害の填補をしないこととされる給付相当額は、既に支給を受け、あるいは支給を受けることが確定したものに限られるものではなく、当該受給権に基づく将来の給付分も含まれると解されています。

最高裁平成 21 年 12 月 17 日判決は、「被害者が他法令給付に当たる年金の受給権を有する場合において、政府が自賠法 7 2 条 1 項によりてん補すべき損害額は、支給を受けることが確定した年金の額を控除するのではなく、当該受給権に基づき被害者が支給を受けることになる将来の給付分を含めた年金の額を控除して、これを算定すべきである」と判示しています。

- 4 任意保険の約款上、自賠責保険等によって支払われる金額（被保険自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合には、自賠責保険等によって支払われるべき金額に相当する金額）を超過する場合に限り、その超過額に対してのみ保険金を支払うとされています。したがって、自賠責保険等が付保されていない自動車による事故の場合、自賠責保険等によって支払われるべき金額に相当する部分については任意保険による保険金が支払われません。

この場合、自賠責保険等によって支払われるべき部分は政府保障事業によりカバーされ、それを超過する金額について任意保険等による保険金が支払われることになります。

5 本件の場合

自賠責保険等に入らず任意保険等だけ締結しているということは通常ありませんから、本件は稀な事例でしょう。

自賠責保険等によって支払われるはずの部分についてA自身が賠償責任を負うことは当然ですが、政府保障事業によりカバーされることとなり、その部分を超過する金額について任意保険による保険金が被害者に支払われることになります。

Aは、政府保障事業による填補額の限度において、損害賠償責任を負う範囲で国から求償を受けることになります。

さらに、前述の自賠法5条（責任保険又は責任共済の締結強制）には罰則があり、違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する（自賠法86条の3第1号）とされていますので、Aは1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります。